

ハンドル形電動車椅子を使用中の事故に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

令和元年 10 月
厚生労働省 政策統括官付 社会保障担当参事官室

(消費者安全調査委員会の意見 2. (1) に関する質問事項)

- ① 平成 29 年度の調査研究事業の調査結果について、具体的に示してください。また、調査結果に基づき検討した内容及び今後の予定を示してください。

【回答】

① お尋ねについては、これまでハンドル形電動車いすの運転適性に係る先行的な研究は確認されていないため、自動車運転や認知症に関する一般的な検査手法としての警察庁認知機能検査、MMSE (Mini-Mental Status Examination) を活用するほか、年齢、利用月数、車幅感覚、脱輪回数等の視点から、実際にハンドル形電動車いすの利用者の協力の下に走行試験を実施しました。

走行試験の結果として、脱輪回数については、年齢と正の相関関係が確認できた一方で、利用月数、車幅感覚の有無等については、一定の傾向は考えられるものの、明確な関係性は確認できませんでした。

また、走行時速を 6 km から 3 km に下方修正した試験においては、脱輪回数が減少した利用者が確認できた一方で、下方修正した場合に横断歩道や踏切を時間内に渡り切れない可能性について利用者から指摘がありました。

これらを踏まえ、本調査研究事業の報告では、ハンドル形電動車いすの貸与に際しては、利用者の心身の状況や置かれている環境を踏まえつつ、対応することが適当であるといった内容が盛り込まれています。

ハンドル形電動車いすを使用中の事故防止に向けた対応については、都道府県や関係機関に通知しているほか、ヒヤリ・ハット情報や安全利用の手引き等を関係機関においても作成し、公開するなどの取組を連携して対応していますが、今後も引き続き、様々な機会を通じて周知を図っていきたいと考えています。

(消費者安全調査委員会の意見2.（2）に関する質問事項)

- ② 貸与者に求めている踏切のリスク度合の確認方法について、標準的な確認簿等があれば示してください。
- ③ 登降坂性能に関する警告機能が備わっていない機種を御教示ください。
- ④ 緊急事態の対処指導について、その実行を示す資料等があれば示してください。

【回答】

- ② 具体的にどのような確認簿等を使用するかについては、各貸与事業者において判断されるものと承知していますが、例えば、これまで厚生労働省老人保健健康増進等事業において、踏切での使用リスクの観点も含めたチェックリストを作成し、広く公開するなどの取組を行っています。
- ③ 具体的な登降坂性能に関する警告機能が備わっていない機種については承知していません。
なお、厚生労働省においては、登坂性能を超える急坂での使用が想定される場合には、警告機能を有するものを選定するよう通知しています。
- ④ お尋ねについては、各貸与事業者において個別具体的に対応されるものと承知していますが、厚生労働省においては、周囲へ緊急事態を知らせる方法について、具体的な使用場面想定しながら検討するほか、必要に応じて実際にハンドル形電動車いすを使用させながら使用方法の指導を行うよう通知しています。

(消費者安全調査委員会の意見4.に関する質問事項)

- ⑤ 平成29年度のハンドル形電動車椅子に係る講習会の開催実績及び講習内容について、具体的に御教示ください。また、今後の講習会開催の予定を御教示ください。
- ⑥ 平成29年3月に貴省から市町村に発出した依頼（可能な限り講習会等に模擬体験等の体験型講習を取り入れること）に対する対応状況を御教示ください。

【回答】

- ⑤ お尋ねの講習会については、電動車いす安全普及協会等において広く開催されており、当該実績等については、経済産業省において把握されているものと承知していますが、一般社団法人福祉用具供給協会の岐阜県や福岡県ブロックにおいても、県警察や電動車いす安全普及協会と連携して講習会を開催されているものと承知しています。
- ⑥ ⑤のとおり、一般社団法人福祉用具供給協会の岐阜県や福岡県ブロックで開催された講習会においては、実際に参加者がハンドル形電動車いすに試乗し、砂利道など危険な場面の走行や内輪差の確認などが行われたものと承知しています。